

特殊勤務手当実績の登録の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																												
北かわち阜が丘 高等学校	<p>週休日等の部活動指導の生徒引率業務について、教員特殊業務手当の実績として入力するところ、誤って管外出張としてシステム登録を行い、教員特殊業務手当が未払となっているものが2件あった。</p> <p>※なお、本件は旅費支給されていない。</p> <table border="1" data-bbox="498 600 1326 806"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生時期</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>令和4年4月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和4年5月</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年4月	1件	令和4年5月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、職員に対し、特殊勤務を行った場合には、速やかに実績を入力するよう周知徹底するなど、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について（通知）平成24年7月31日付け教委高第2149号】</p> <p>2 教職員による部活動指導の服務上の取扱い（別紙1）</p> <p>(1) 生徒引率（指導）を伴う場合</p> <p>④ 週休日等の部活動指導</p> <p>週休日等における部活動指導は、学校管理下で行われる活動である場合には、公務災害基金に公務災害の適用を求めていくとともに、教員特殊業務手当の支給対象とする。</p> <p>なお、週休日等の活動については、学校週5日制の趣旨を踏まえ、各学校や地域の実情を考慮して、適切な活動日数、時間を設定することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（別紙1）</p> <table border="1" data-bbox="1596 1016 2709 1360"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>旅費の 公費 支給</th> <th>教員特殊業務 手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">生徒引率（指導）を伴う場合</td> <td>①公式戦への参加</td> <td>可</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②勤務時間内の部活動指導</td> <td>可</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③平日の勤務時間外の部活動指導</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④週休日等の部活動指導</td> <td>—</td> <td>対象</td> </tr> <tr> <td>⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導</td> <td>—</td> <td>週休日 対象</td> </tr> </tbody> </table>			旅費の 公費 支給	教員特殊業務 手当	生徒引率（指導）を伴う場合	①公式戦への参加	可	—	②勤務時間内の部活動指導	可	—	③平日の勤務時間外の部活動指導	—	—	④週休日等の部活動指導	—	対象	⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導	—	週休日 対象
職員	事実発生時期	件数																												
A	令和4年4月	1件																												
	令和4年5月	1件																												
		旅費の 公費 支給	教員特殊業務 手当																											
生徒引率（指導）を伴う場合	①公式戦への参加	可	—																											
	②勤務時間内の部活動指導	可	—																											
	③平日の勤務時間外の部活動指導	—	—																											
	④週休日等の部活動指導	—	対象																											
	⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導	—	週休日 対象																											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月23日）